

# さくら市農業委員会総会議事録（令和6年3月定例総会）

1. 開催日時 令和6年3月25日（月）午後1時30分から午後3時44分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	3番	小菅 和彦
	5番	田崎 次男
	6番	片岡 純雄
	7番	高木 るみ子
	9番	手塚 智枝子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	軽部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	17番	大谷 伸二
	18番	手塚 裕一
	19番	軽部 喜一

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 非農地証明願について
	議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について
	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
	議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第7号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見

	について
議案第 8 号	令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について
報告第 1 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

#### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大竹	宏委
係長	小倉	真理
主査	高野	洋
主事	大野	まりか

#### 7. 会議

事務局	大竹	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は 1 9 名で、欠席はありませんので、定足数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	七久保	<p>皆さんこんにちは。3 月も月末を迎えまして、桜の開花宣言も聞かれるようになりました。寒い日、暑い日、風の強い日等、毎日天気が変わっております。健康に留意して農作業に励んでください。私も外へ出るのも花粉症だと自分では思っているのですが、鼻水や鼻づまりで毎日大変な思いで過ごしております。皆さんも注意してください。本日は案件も大変多いので、慎重審議をお願いいたします。</p> <p>それではただ今から、さくら市農業委員会 3 月定例総会を開催いたします。</p>
事務局	大竹	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは、会議に先立ちまして、2 月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第 5 条の規定による許可 1 件、申請者〇〇につきまして、栃木県農業会議に諮問したところ 2 月 2 7 日付けで許可相当の答申を受けました。</p> <p>許可書については、2 月 2 8 日付けで交付しましたのでご報告いたします。</p> <p>次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調</p>

		<p>査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
1 番	古澤	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第1号1件、議案第2号1件、議案第3号2件、議案第4号1件、議案第5号1件、議案第6号6件の合計12件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>次に、第2調査会委員長の報告を求めます。</p>
1 1 番	小林	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第2号1件、議案第6号3件の合計4件でございます。後ほど担当委員から詳細な説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	七久保	<p>次に、第3調査会委員長の報告を求めます。</p>
1 7 番	大谷	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第3号1件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	七久保	<p>次に、第4調査会委員長の報告を求めます。</p>
6 番	片岡	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第3号10件、議案第5号1件、議案第6号5件の合計16件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。2番の手塚栄一委員、3番の小菅和彦委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)</p>

		<p>なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
15番	小林	<p>案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>家族が亡くなって〇〇さんが相続したということで、50年近く前からこの申請地が出入り口として使用しており、その出入り口の南側の田圃も〇〇さんが相続した田圃です。特に問題はないと思われます。</p> <p>17日に地元推進委員さんと現地調査を行い、本日の調査会で協議を行った結果、問題ないかと思いますので皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第1号 番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	小倉	<p>(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、売買及び貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p>

		以上です。
議長	七久保	あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。
1番	古澤	あっせん委員といたしまして、15番 小林薫委員、18番 手塚裕一委員を指名します。
議長	七久保	<p>それでは、議案第2号 番号1番のあっせん委員は、15番 小林薫委員、18番 手塚裕一委員を指名します。</p> <p>続きまして、議案第2号 番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	小倉	<p>(議案第2号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。</p> <p>今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名願います。
11番	小林	あっせん委員といたしまして、3番 小菅和彦委員、9番 手塚智枝子委員を指名します。
議長	七久保	<p>それでは、議案第2号 番号2番のあっせん委員は、3番 小菅和彦委員、9番 手塚智枝子委員を指名します。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番から番号5番の5件については、賃借人が同一の賃借権設定でありますので、一括審議とさせていただきます。</p> <p>では、議案第3号 番号1番から番号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	(議案第3号番号1から番号5番について、朗読して説明す

		る。)
		これらの件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
		以上です。
議長	七久保	まず、番号1番、番号2番について、担当委員の説明をお願いいたします。
13番	軽部	案内図3-1、3-2をご覧ください。 (申請の場所を説明する) 譲受人は〇〇を中心にソーラーシェアリング型の営農を行っています。この後出てくる案件ですが、△△が上にソーラーパネルを付けて、下で営農をします。小麦と大豆を作る予定です。 地元の推進委員と3月16日現地を確認し、本日調査会におきまして書類審査のうえ現地確認を行いました。 問題ないと思います。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	続きまして、番号3番について、担当委員の説明をお願いいたします。
6番	片岡	案内図3-3をご覧ください。(申請の場所を説明する) 〇〇が借りて小麦並びに大豆を作って規模拡大する案件です。賃借権の設定期間は認定農業者なので10年間受けられます。 後は、先ほどの3-1と3-2と同じです。
議長	七久保	続きまして、番号4番、番号5番について、担当委員の説明をお願いいたします。
7番	高木	案内図3-4、3-5をご覧ください。 (申請の場所を説明する) 数十年耕作されておらず、原野化しているので復旧は大変かと思いますが、麦と大豆を作付け予定です。周囲に住宅がありますが距離がありますので問題ないと思います。 17日に地元の推進委員と現地を確認し、本日調査会におきまして書類審査のうえ現地確認を行いました。 問題ないと思います。

		ご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。
14番	小堀	賃借権設定の際の、各々の土地に対する賃料の定め方は、何か基準があるのか、又は一方的に申出人の賃料の設定を追認するのですか。
事務局	高野	両者の合意のうえ設定しています。今回は、それぞれが全体で千円となっているようです。それを面積で割るとこの様な数字になります。どの案件も千円ずつです。千円は安いですが、この他に、上物に営農型太陽光発電の契約が別途ありまして、そこで地上権代が土地の所有者には入ります。その金額と合わせて地権者は考えていると思います。
14番	小堀	標準的な定めはないということですか。
事務局	高野	特にございませぬ。
議長	七久保	他にございますか。 質問はないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号1番から番号5番について、承認される方の挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号1番から番号5番について、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号6番から番号10番の5件については、賃借人が同一の区分地上権設定でありますので、一括審議とさせていただきます。 では、議案第3号 番号6番から番号10番について、事務局の説明を求めます。 併せて、議案第6号 番号7番から番号11番との関連性についても、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第3号番号6から番号10番について、朗読して説明する。)

		<p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>なお、これらの議案に関連する議案第6号番号7番から番号11番の概要を説明させていただきます。</p>
事務局	高野	<p>まず、議案第6号をご覧ください。議案第6号番号7番から番号11番については、当該案件について、転用事業者の〇〇が行う営農型太陽光発電設備設置のための一時転用であります。</p> <p>営農者は、先ほどの議案にありました△△が賃貸借にて営農を行い、主に有機栽培の小麦と大豆を予定しております。また、△△は農林水産大臣認定の認定農業者でありますので、一時転用の期間は10年間となっております。</p> <p>本議案はこれらの営農型発電設備設置に伴う区分地上権の設定となっております。</p> <p>先ほど追加で説明しましたが、区分地上権のそれぞれの10アール当たりの対価はバラバラなのですが、6番から8番・10番はそれぞれ4万円、9番が4万5千円という設定となっていて、それを10アール当たりの対価にするとこの様な金額になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>まず、番号6番、番号7番について、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
13番	軽部	<p>案内図3-6、3-7をご覧ください。</p> <p>(申請の場所を説明する)</p> <p>枕地から6m空けて、その中にソーラーパネルを各筆ごとに造ることになります。足と足の幅は5mで高さが3m、これによって機械で下では営農ができるということです。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>続きまして、番号8番について、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
6番	片岡	<p>案内図3-8をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>区分地上権設定ということで、軽部委員の案件と同じです。</p> <p>以上です。</p>



議長	七久保	続きますして、番号9番、番号10番について、担当委員の説明をお願いいたします。
7番	高木	案内図3-9、3-10をご覧ください。 (申請の場所を説明する) 区分地上権設定ということで、軽部委員の案件と同じです。補足することはありません。 以上です。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。  <b>【異議なしの声あり】</b>
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号6番から番号10番について、承認される方の挙手を求めます。  <b>【全員挙手】</b>
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号6番から番号10番について、原案どおり承認されました。 続きますして、議案第3号 番号11番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第3号番号11番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
15番	小林	案内図3-11をご覧ください。(申請の場所を説明する) 案内図の白い部分は宅地として〇〇さんから譲り受けまして、周りの赤い部分は土地改良で貼り付けしたような形で畑になっており、自家野菜を栽培するための売買です。△△さんは機械はありませんが、300mほどの所に実家があり、農業機械は揃って

		<p>おり、その機械で栽培するという事です。</p> <p>3月17日に地元の推進委員と現地を確認し、本日調査会におきまして書類審査のうえ現地確認を行いました。</p> <p>問題ないと判断しております。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号 番号11番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号11番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号 番号12番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>(議案第3号番号12番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
12番	石塚	<p>案内図3-12をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>本申請は、譲渡人〇〇さんが譲受人△△さんに農地を売買する案件です。譲渡人の〇〇さんが、同級生の△△さんの父親に農地売買を相談し、本申請に至りました。譲受人の△△さんは農機具店を営む傍ら、父親の所有する水田の一般管理等も行っております。農機具は借りて使用しますので、生産には何ら問題ないと思われま</p> <p>3月16日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたしま</p>

		す。 以上のような状況でございます。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号12番について、承認される方の挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号12番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号13番を議題に供します。
19番	軽部	議案第3号 番号13番につきましては、当時者であるため退席いたします。
議長	七久保	議案第3号 番号13番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当時者である 19番「軽部喜一委員」の退席を許可します。  【19番 軽部 喜一 委員 退席】
議長	七久保	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第3号番号13番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
17番	大谷	案内図3-13をご覧ください。(申請の場所を説明する)

		<p>この案件は譲渡人〇〇さんから譲渡人△△さんへ所有権移転する案件です。実際は△△さんが20年来耕作している土地で、それを売買により土地を取得するものです。</p> <p>今月の17日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号 番号13番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号13番については、原案どおり承認されました。</p> <p>19番「軽部喜一 委員」の着席を願います。</p> <p><b>【19番 軽部 喜一 委員 着席】</b></p>
議長	七久保	<p>次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約0.2haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
18番	手塚	<p>案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p>

転用行為の必要性ですが、申請人は会社員をしており、当該申請地の農地を維持・管理していく事に懸念を抱いておりました。申請地は市街地へのアクセスも良く、生活拠点として最適な場所であるため申請しました。

土地の選定理由ですが、必要最低限の面積約850㎡程度を確保できること。自己所有地であること。建築基準法の接道条件を満たすこと。周辺農地に支障がないことです。4箇所の候補地がありましたが、今回の申請地を選定しました。

土地利用計画ですが、敷地南側に1棟建物を配置します。7世帯分の建物となっております。駐車場は14台分確保します。水道は公共水道より供給します。汚水は合併処理浄化槽から水路に排水します。雨水は雨水浸透枳を設置し敷地内浸透処理とします。進入路は、東側の市道からとします。

資金計画に関しましては、本体・造成工事費7,370万円、外構工事費920万円、諸経費910万円、全体で9,200万円となっております。

周辺農地に関しましては、南側に自己所有の畑、西側は墓地になっておりまして、入口は別にあります。北側は資材置場で現在建物を建てております。周辺農地への影響はありません。

3月16日に、地元の推進委員と現地を確認し、また、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。

皆様のご審議をお願いいたします。

議長	七久保	それでは質疑に入ります。
3番	小菅	案内図の赤い斜線部分が申請地で、その南側のグレーの部分が元々の農地ですか。仮に、斜線部分を転用した場合に、南側のグレーの部分が農地として残るということですか。
事務局	高野	南側のグレーの部分と、その南側の赤い点線の部分が農地として残る部分です。
議長	七久保	その他質問ございますか。 質問はないようですので、採決に入ります。 議案第4号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

		<b>【全員挙手】</b>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第4号 番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第5号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
8番	関	<p>案内図5-1をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>本申請は、昭和〇〇年〇月〇〇日付けで農地法第5条の規定により許可を受けた土地でございます。当初計画の転用事業者が仕事の関係等により、住宅の建築ができなくなったため、事業継承者の△△さんが住宅を建築するものであります。転用事業者を変更する案件でありますので、特に問題ないかと考えております。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。</p>
		<b>【全員挙手】</b>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第5号 番号1番については、原案どおり承認されました。</p>

		<p>続きまして、議案第5号 番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第5号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
7番	高木	<p>案内図5-2をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>昨年〇〇月の総会において転用承認済の土地の事業計画変更申請です。養豚場へ出入りする専用車両の保管のための駐車場設置計画で、車庫、物置以外のスペースには砂利を敷く計画でしたが、耐震面の再検討を行ったところ、地盤の強化が必要となったため、車庫の西側と南側に擁壁を設置したうえで安定勾配を取るという計画の変更です。追加費用220万円ですが、合計で1,006万8,320円になるところですが、全て自己資金でまかえません。</p> <p>3月17日に、地元の推進委員と現地を確認し、また、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第5号 番号2番については、原案どおり承認されました。</p>

事務局	高野	<p>次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案第6号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
18番	手塚	<p>案内図6-1をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>転用行為の必要性は、住宅販売に適した地であると確信し、今回13区画の事業規模の協力が得られたので計画の実行に至りました。</p> <p>土地の選定理由は、近隣に小・中学校等がありまして、アクセスが良いので選定しました。</p> <p>土地利用計画ですが、東側に区画道路幅員6mを設置し、外周にはコンクリート基礎にて土留を行い、区域界として近隣農地に被害を及ぼさないようにします。し尿及び生活雑排水は、公共下水道に放流します。雨水は浸透池にて処理します。給水は市水道管より受水します。</p> <p>資金計画は、総額2億2,017万円、うち用地費1,017万円、造成費7,000万円、建築費1億3,000万円、諸経費1,000万円です。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、東側は宅地、西側が道路を挟んで宅地、南側は宅地と農地、北側に宅地と農地と水路となっております。土砂及び雨水が周辺農地に流出しないように、外周はL型擁壁・化粧ブロック積から工事を始めます。近隣農地については、日照通風等の影響は少ないと考えられます。</p> <p>17日に、地元の推進委員と現地を確認し、また、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>



議長	七久保	それでは質疑に入ります。
9番	手塚	6番、他法令の状況ということで、右端に協議中と書いてありますが、これはどういうことですか。
事務局	高野	他法令で、このような関連事項を調整中ということです。ものによって、進捗状況が違う場合があります。例えば、最後の都市計画法の開発許可ですね。ここでは準備中で申請されていますが、今のところ農地転用の許可待ちになっていますので、許可が出れば29条も許可ができるという状況です。
議長	七久保	その他質問等ございますか。 他にないようですので、採決に入ります。 議案第6号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第6号 番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号 番号2番と番号12番の2件については、上阿久津台地土地区画整理事業地内の所有権移転でありますので、一括審議とさせていただきます。 では、議案第6号 番号2番と番号12番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第6号番号2番、番号12番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、いずれも土地区画整理事業施行地内ありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
3番	小菅	上阿久津台地土地区画整理事業地内ありますので、場所の説明を省略させていただきます。 両案件とも、〇〇から△△さん、□□さんが住宅を購入する案件です。

両者ともアパートに住んでおり、間取りが狭いためマイホームを探していました。

土地の選定理由といたしましては、当地は区画整理事業地内であり宅地化が急速に進み、近隣には駅や小学校、大型スーパーへのアクセスが容易であることから利便性に富んでいます。当分譲地は希望エリアであり、希望予算内に収まった事により住宅購入を決断しました。

土地利用計画としては、木造2階建て住宅1棟、駐車スペース2台分、給水は、さくら市事業水道管より受水、し尿及び生活雑排水は公共下水道に放流。雨水は宅地内にて浸透処理します。

周辺に農地はございません。

資金計画ですが、6-2に関しましては、自己資金200万円、内50万円を手付金として支払っております。支出総額は2,830万円に対し、残りの2,630万円は住宅ローンを利用するということです。また、6-12に関しましては、自己資金10万円、内10万円を手付金として支払っております。支出総額は2,960万円に対し、残りの2,950万円は住宅ローンを利用するということです。

以上のような状況でございます。

23日に、地元の推進委員と現地を確認し、また、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。

皆様のご審議をお願いいたします。

議長 七久保

それでは質疑に入ります。

**【異議なしの声あり】**

議長 七久保

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。  
議案第6号 番号2番と番号12番について、承認される方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議長 七久保

全員挙手ですので、議案第6号 番号2番と番号12番については、原案どおり承認されました。

続きまして、議案第6号 番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局	高野	<p>(議案第6号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためのもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
15番	小林	<p>案内図6-3をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>〇〇川の橋の工事のための一時転用です。</p> <p>転用行為の必要性といたしまして、△△が工事を受注しまして、それにあたり〇〇川の河川敷の中の工事ということで、出水期の増水や安全確保の為、工事作業員・資機材等の退避場設置を求められていますので申請しました。</p> <p>土地の選定理由は、駐車場及び工事の退避場としての利用であるため、工事現場に近く〇〇川出水時の影響を受けない場所であることが選定理由です。</p> <p>土地利用計画ですが、利用後の農地への復旧を基本に、厚さ22mmの鉄板を敷き詰め、待機ハウス2棟・簡易トイレ2棟・発電機を設置します。その他、駐車スペース及び退避場として利用します。工事完了後、農地に復元します。</p> <p>資金計画は、敷鉄板・待機ハウス・簡易トイレ・オレンジネット・出入口ゲートはレンタルで総額33万4千円。土地賃借料61万1千円。撤去費用55万円。合計149万5千円です。</p> <p>周辺農地については、鉄板を敷いて、水は使いませんので、雨水は地下に浸透させます。</p> <p>3月17日に、地元の推進委員と現地を確認し、また、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、一時転用で1年間ですので特に問題ないと判断いたします。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第6号 番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号 番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第6号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
3番	小菅	<p>上阿久津台地土地区画整理事業地内にありますので、場所の説明を省略させていただきます。</p> <p>この案件は、〇〇から△△さんが売買によって土地を取得し、住宅を建てる案件です。</p> <p>現在、譲受人は賃貸住宅にて家族3人で居住しています。子育て等今後の生活を考え、自宅の建築を計画しました。</p> <p>土地の選定理由は、通勤に30分ほどで通える場所であること、子育ての観点から妻の実家が車で30分圏内であること等の条件を満たす土地を探し、周辺環境等を検討して当該申請地を選定しました。</p> <p>土地利用計画として、一般住宅平屋建、給水は公共上水道より給水。排水について、汚水は公共下水道へ接続し雨水は敷地内浸透となっております。</p> <p>資金計画ですが、建設費・土地取得費・諸費用合わせて6,000万円全額融資にて賄います。融資証明書も添付されております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、東側は道路ですが、西側は段差が低くなった所で、現時点では土留となっております。北側</p>

		と南側は分譲地で、周辺農地への影響はありません。 今月の23日に、地元の推進委員と現地を確認し、また、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。  <b>【異議なしの声あり】</b>
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。  <b>【全員挙手】</b>
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第6号 番号4番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号 番号5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第6号番号5番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
8番	関	案内図につきましては、先ほどの5-1で説明したとおりですので割愛します。 本申請につきましては、譲受人の〇〇氏が売買により一般住宅敷地として転用する案件です。 転用行為の必要性ですが、申請人は賃貸住宅で生活しておりますが、自己所有の住宅を建て、生活の安定を図りたいと考えて今回の申請に至りました。

		<p>土地の選定理由につきましては、国道・県道にアクセスし易い位置で、比較的小・中学校に近く、今後子どもが生まれて通学する場合に通学し易いこと、上・下水道が引込みされており、住宅として最適地と考え選定いたしました。</p> <p>土地利用計画ですが、居宅53.14㎡1棟、駐車場3台分を整備し、取水は上水道より給水、排水は下水道に接続処理、雨水は敷地内浸透処理する計画です。</p> <p>資金計画は、総事業費3,590万円を金融機関からの融資にて賄うこととしており、金融機関の融資証明書が添付されております。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、北側・東側・西側は宅地、南側は水路で、周辺に農地はありません。また、水路との境界にはフェンス等を設置することとしております。</p> <p>3月18日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>以上のような状況でございます。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号 番号5番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第6号 番号5番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号 番号6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第6号番号6番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設</p>

		<p>又は公益施設が存する農地でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
18番	手塚	<p>案内図6-6をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>譲受人〇〇は、さくら市内で土地情報があり、過去の実績もあることから購入に至りました。</p> <p>土地の選定理由に関しましては、△△地区でほぼ住宅地の真ん中です。近隣には学校施設等があり、生活には便利な土地です。</p> <p>土地利用計画ですが、建売住宅2棟分、駐車スペース2台と3台に分かれており、111ページの図のような配置となっております。</p> <p>資金計画は総額で4,492万円、建築費用は3,516万円です。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、排水については公共下水道を利用します。隣地との境界にはブロック・フェンス等で仕切り工事を行い、土砂流出防止対策を行います。案内図の上側に畑がありますが、周りが道路ですので影響は無いと考えます。北西が道路、北東が宅地、南東が畑・宅地、南西が宅地です。雨水排水は敷地内浸透処理します。建物は建築基準法に準拠し、他への日照・通風の影響を考慮します。</p> <p>3月17日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号 番号6番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>

議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第6号 番号6番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号 番号7番から番号11番の5件については、賃借人が同一の一時転用でありますので、一括審議とさせていただきます。</p> <p>では、議案第6号 番号7番から番号11番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第6号番号7から番号11番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、いずれも農地区分は、番号7番、8番、9番については農用地、番号10番、11番については農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので第1種農地と判断しますが、営農型太陽光発電設備の一時転用であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>まず、番号7番、番号8番について、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
13番	軽部	<p>場所につきましては、先ほどの3-1・3-2と同じでありますので説明を省略させていただきます。</p> <p>地上権の一時転用ということで、ソーラーパネルを乗せるヤグラの足の部分の転用です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議長	七久保	<p>続きまして、番号9番について、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
6番	片岡	<p>場所につきましては、先ほどと一緒なので省略させていただきます。</p> <p>同じくソーラーパネルを乗せるヤグラの足の部分の転用です。本体は30m×45mで、1,350㎡の所にソーラーパネルがつかます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議長	七久保	<p>続きまして、番号10番、番号11番について、担当委員の説</p>



		明をお願いいたします。
7 番	高木	<p>場所につきましては、先ほどと一緒になので省略させていただきます。</p> <p>先ほどの軽部委員、片岡委員の説明と一緒に、補足することはありません。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議長	七久保	それでは質疑に入ります。
1 1 番	小林	特に問題は無いと思われませんが、何年位までが一時転用の期日なのですか。
事務局	高野	一時転用については、概ね10年が目安です。上限ですね。ただ、通常の一時的転用は、こういった特殊な事情がない限り3年を限度としています。
1 4 番	小堀	この足の部分は、地上権設定ではなく区分地上権の設定ということですか。
事務局	高野	申請としては区分地上権ということで、太陽光発電は出てくるようです。
1 4 番	小堀	上の部分であれば、空間の区分であると思いますが、足の部分を区分するというのは、どこを区分するということなのですか。
事務局	高野	権利の設定としては地上権で、それはソーラーパネルのほうで、転用はあくまで足の部分なので、足の面積だけが一時転用ということです。権利の設定としては、パネルのほうを設定されるということで、区分地上権は先ほどの3条のほうの事を指しております。ここでは、権利設定移転の原因が区分地上権となっておりますが、ここで権利が設定されるわけではなく、先ほどの3条のほうの内容になります。ここでは一時転用の許可の議案ということです。
5 番	田崎	この案件については、さくら市以外の他市町でも同じ案件が見受けられますが、同じ内容で農業委員会としては許可を出しているということですか。

事務局	高野	<p>そうです。全国的に転用の許可の仕方としては、足の部分が一時転用で、その権利の設定については区分地上権というふうに記載がされております。ただ、この区分地上権については、あくまで上のパネルについての権利の設定で行われております。</p>
5 番	田崎	<p>各市町で異なっているはおかしいと思いますが、県下や全国的に統一されているのであれば問題ないと思います。</p>
議長	七久保	<p>他に質問はございますか。 ないようですので、採決に入ります。 議案第6号 番号7番から番号11番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第6号 番号7番から番号11番について、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号 番号13番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第6号番号13番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
15 番	小林	<p>案内図6-13をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>転用行為の必要性ですが、〇〇さんは市内のアパート妻と二人で暮らしておりますが、現在妻が妊娠しており子どもが生まれると現在のアパートでは手狭になるということで、自己所有住宅の建築を計画しました。</p> <p>土地の選定理由は、祖父が所有する土地が実家の近くにあるということで選定しました。</p>

		<p>土地利用計画ですが、木造平屋建て1棟、建築面積120.48㎡、駐車場は夫婦2台分、回転スペース80㎡、物置、合併浄化槽、庭、合計で499.49㎡です。進入路は東側市道から進入。取水排水につきましては、市上水道より取水し、合併浄化槽処理後、土地改良管理側溝へ放流します。雨水は自然浸透処理します。</p> <p>資金計画は、自己資金500万円、借入金2,500万円、合計3,000万円。必要経費として建築その他工事費3,000万円です。</p> <p>周辺農地への被害防除対策については、東側・北側は道路、西側・南側は宅地であり、影響はありません。北側に残した農地についても日照・通風の影響は特にございません。</p> <p>3月17日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号 番号13番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第6号 番号13番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号 番号14番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第6号番号14番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地である第3種農地と農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にある第1種農地が含まれます</p>

議長

七久保

が、第1種農地の不許可の例外「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、かつ、事業の目的に供する土地の面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」でありますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

以上です。

担当委員の説明をお願いいたします。

8番

関

案内図6-14をご覧ください。(申請の場所を説明する)

本申請につきましては、譲受人〇〇が売買により建売住宅敷地として転用する案件です。

申請者の△△は、□□市に本店を置き、県内において建築・不動産業を展開しています。

転用行為の必要性と土地の選定理由ですが、申請地は宅地開発が広く行われた地区にあり、通勤・消費等生活の利便性が高く、加えて小学校の東に位置し、県道に近接するものの、周囲を交通量の少ない道路に囲まれているため、通学の安全性が高く、就学児童を持つ世帯にとって最良な場所と判断したため今回の申請に至りました。

土地利用計画ですが、建売住宅Aタイプ6棟、Bタイプ4棟、各棟に駐車スペース2台分確保します。給水は公共上水道、排水は公共下水道を使用し、雨水は開発道路内側溝にて集水し、雨水浸透池に放流します。

資金計画は、総事業費2億2,060万円で全額自己資金で賄います。

周辺農地への被害防除対策は、東側は道路、西側は田、南側は宅地・水路・道路、北側は水路・道路となっております。建物は西側農地から約1.5m離して建築し、また、建物の間隔を十分に開けて配置することにより日照・通風等、農地への影響を最小限に抑えます。また、周辺土地との境界にはL型擁壁及び宅地境界壁を敷設し土砂・雨水の流出を防ぎます。

3月18日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。

以上のような状況でございます。

皆様のご審議をお願いいたします。

議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号 番号14番について、承認される方の挙手を求め ます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第6号 番号14番については、原案 どおり承認されました。 ここで暫時休憩とします。</p> <p>(午後3時23分から午後3時35分の間、暫時休憩)</p>
議長	七久保	<p>それでは会議を再開します。 次に、議案第7号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用 配分計画に係る意見について」を議題に供します。 議案第7号につきましては、私が当事者でありますので退席さ せていただき、議事の進行を職務代理にお願いします。</p>
議長	関	<p>議長からの指名により、議長に代わり議事の進行を行います。 それでは、改めまして、議案第7号「農用地利用集積計画の決 定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供しま す。</p>
7番	高木	<p>議案第7号につきましては、当時者であるため退席いたしま す。</p>
議長	関	<p>議案第7号につきましては、農業委員会等に関する法律第31 条の規定により、当時者である7番「高木るみ子 委員」、20 番「七久保勉 委員」の退席を許可します。</p> <p><b>【7番 高木 るみ子 委員 退席】</b></p> <p><b>【20番 七久保 勉 委員 退席】</b></p>

議長	関	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	<p>この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。</p> <p>令和5年度 第12号 公告予定年月日は令和6年3月29日です。</p> <p>計画の内容といたしましては、利用権設定が新規設定が22件、再設定42件、農地中間管理権取得が2件です。</p> <p>なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	関	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	関	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	関	<p>全員挙手ですので、議案第7号については、原案どおり承認されました。</p> <p>7番「高木るみ子 委員」、20番「七久保勉 委員」の着席を願います。</p> <p><b>【 7番 高木 るみ子 委員 着席】</b></p> <p><b>【20番 七久保 勉 委員 着席】</b></p>
議長	関	ここで議長を会長に代わります。
議長	七久保	<p>次に、議案第8号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律一部改正により、農業委員会は、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととされました。

本案は、改正農業委員会法第37条の規定に基づき農業委員会事務の情報を公表するにあたり、令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)を作成したもので、農業委員会において承認を求めています。なお、令和4年度に制度が変更され、目標については、3月末までに定めなければならないこととなりました。

それでは、「議案第8号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を御説明申し上げます。別冊資料を御覧ください。

はじめに、1ページ目の「Ⅰ 農業委員会の状況」については、令和6年4月1日現在のさくら市の農業の概要、農業委員会の体制について記載しています。

「Ⅱ最適化活動の目標」では、国からの通知により、農業委員会は、最適化活動における成果目標として3つ、活動目標として3つの項目について制定することとされました。

最初に成果目標についてです。1つ目としては、農地の集積に関すること、2つ目は、遊休農地の解消、3つ目として新規参入の促進です。

まず、(1)農地の集積にあるとおり令和5年度の集積率は59.0%で、3月現在管内の農地面積は5250haですので、段階的な目標として、今年度の担い手への集積率を66.6%とし、目標の集積面積を3497.1haと設定しました。活動計画として、市農政課と連携し、広報誌等により機構集積協力金の概要などについて周知することを予定する一方で、あっせんの申出があった場合は、速やかに担当農業委員を指名し、耕作者発掘に努めます。

次に(2)遊休農地の解消目標として、令和3年度を基準とすることとされており、農地パトロールの結果は緑区分3.8ha、解消目標は0.8haと設定しております。

続いて(3)新規参入の促進ですが、権利移動面積の過去3年の面積の平均を取り、その1割以上を記入することとされているため、26.0haと設定しました。

続きまして、活動目標についてです。

活動目標の設定は、1つ目は推進委員等が最適化活動を行う日数、2つ目は、活動強化月間の設定、3つ目は新規参入相談会への参加の3つとなっております。

2最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日

数目標として、令和6年度もそれぞれ月に6日と設定し、(2)活動強化月間は3か月以上記載することとされているため7月～9月遊休農地の解消に努め、10月農地の集積として、出して・受けての意向の把握に努めるという目標を設定しました。

(3) 新規参入相談会への参加目標ですが、栃木県や農業会議等が開催する相談会へ参加することとし、目標設定は、開催場所を宇都宮市として、内容は新規就農を検討している方へのさくら市内での農業に関する情報提供、相談としました。

説明については以上でございますが、本(案)については、農業委員会総会において承認後、県を通じて国に報告されることとなりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長 七久保 それでは質疑に入ります。  
何か質問等ございますか。

議長 七久保 質問等ないので、採決に入ります。  
議案第8号について承認される方の挙手を求めます。

#### 【全員挙手】

議長 七久保 全員挙手ですので、議案第8号については、原案どおり承認されました。

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号4番、

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号3番はお目通しを願います。

本日の議題はすべて終了しました。

以上を持ちまして、さくら市農業委員会3月定例総会を閉会いたします。

(午後3時44分)